

(11) 京都メカニズムについて

目標達成計画における京都メカニズムによる達成分は1.6%とされている。これを超えて限定なく京都メカニズムに目標達成を依存することを容認するべきでなく、上記の抜本的な諸追加対策によって削減量を賄うべきである。

5 「最終報告書に向けて検討すべき事項」について

長期的に大幅な排出削減を確実に実現していくには、排出を削減することが損にならず、得になる経済的仕組みが不可欠である。環境と経済の両立にはこのことが不可欠である。大規模排出事業所について、国内排出量取引制度と炭素税など排出量に応じた税との経済的措置のポリシーミックスが不可欠であって、このことはこの10年来、本審議会でも議論されてきたが、経団連等の強い反対のために入口の議論に終始し、具体的制度設計の議論に踏む込むことができないできた。

第1約束期間を目前に控えた現段階で、少なくとも、事業所ごとの政府との排出削減協定、あるいは事業所ごとの排出削減計画書と報告の義務化の導入が必要であり、排出量取引や税について総合的に検討するためには、具体的な制度設計をしながら検討することが不可欠である。

現在の経団連自主行動計画は1997年から既に10年が経過しているが、基本的な枠組みや目標数値は変わっていない。「自主行動計画」であるためであり、業種間、同一業種内の事業者の間、同日事業者内の事業所の間で取組も成果も異なるが、努力した事業者（者）が報われない仕組みである。

実際、事業者の複数の事業所においても、設備投資の状況が異なり、エネルギー効率が異なる実態がある（13頁の図）。新日鐵は、自社の製鉄所の間でもこの事実を認めている（東京地方裁判所平成17年（行ウ）第363事件）。経団連自主行動計画は業種毎に目標を公表しているものの、その内部負担の割合が明らかにされていない。仮に内部的負担割合が決まっているとすれば、不可能だと主張に反して、公平な配分が業者間でできることになる。しかし、負担割合個々の事業者、事業所にとっては削減が経済的に評価されない。他の事業者の削減を期待し、自らの削減につながる目標指標や目標設定を拒否するという現状を打破するために、最終報告までにわが国に導入すべき制度の内容を具体的に検討すべきである。

【個別的修正を求める意見】

ア 16頁2行目 「総合的に検討していくべき」とあるところは、少なくとも、「排出量取引制度の導入を前提に、その具体的制度設計や税とのポリシーミックスのあり方を総合的に検討すべき」とされたい。

イ 排出量取引についての末尾3行と環境税についての記述は目標達成計画と同文である。環境税については、「まず、石油石炭税や自動車諸税など関連税制を活用するなど具体的な取組を進めつつ、総合的な温暖化対策の税制度の導入を図る。」とすべき。

ウ また、排出量取引の EU-ETS についての批判は第 1 フェーズについての趣旨であるから、そのことを明記しておくべきである。

6. 現行対策での不足量に対する中間報告に盛り込むべき強化対策について

以上のとおり、現行対策のままでは削減量として約 1 億 5 000 万トンが不足する。これらの不足量には技術的に挽回が不可能なものもあるが、多くは抜本的に政策強化を行うことで不足量を補う削減が可能である。経団連自主行動計画の法的制度化による削減の確実性の担保とあわせて、既に述べた更なる追加対策を表 3 にとりまとめた。

「素案」を抜本的に見直し、中間報告に向けて、これらの政策・対策の導入を盛り込むことを強く求める。

表 3 不足する削減量を補うための追加削減量（挽回する量）の見通し（単位：万トン）

対策・施策	削減量	備考（想定など）
発電の燃料転換	6200	政策（石炭課税等）で石炭から天然ガスへ燃料転換
代替フロン等 3 ガス分野の目標強化	3500	現状横這い程度に目標値を強化し規制等で達成
製造業の省エネ・燃料転換の上乗せ	1300	省エネ・燃料転換で全体で 3% 程度削減上乗せ
自動車燃費改善の上乗せ	1000	2015 年新基準と政策強化で新車分を上乗せ
上記の他の不足する各項目において、技術的な問題はなく政策強化で挽回可能な量（24 項目＊）	4100	政策強化により、時間的に可能な項目は全量、建築物・住宅は時間的に可能な量だけ挽回するとした
計	16100	

注：いずれも技術的・物理的には可能だが、それを推し進める政策強化が必要不可欠

* 表 1 の対策番号（削減見込量万トン—CO₂）

1-6 (758), 2-13 (100), 1-1 (600), 2-14 (320), 2-15 (170), 2-17 (79), 2-20 (200), 2-1 (85), 2-9 (140), 2-10 (90)、2-12 (113), 2-21 (220), 2-22 (34), 1-2 (64), 1-3 (158), 1-4 (38), 2-16 (300), 2-27 (420), 20-28 (41), 20-29 (21), 2-30 (34), 2-32 (150), 2-33 (111), 2-37 (69)

<及川委員からの意見>

7月25日の会議の際に配布された中間報告（素案）の中に④吸収源の対策・施策の項があり、次の記述があります。

「森林吸収量については、1,300万トン（基準年排出量比3.8%の確保のため、平成19年度から今後6年間にわたり、毎年55万ha（現状の年間の間伐面積35万haに加え、追加的な森林整備20万haを含む）、合計330万haの間伐の実施が必要な状況である。」

上記の、”追加的な森林整備20万haを含む”、とありますが、これを具体的にどのように実施するのでしょうか。すでに今年度から始める訳であり、単に必要性を述べるだけでは極めて不十分な記述であると思います。

また内容を的確に表現するために、単に”森林吸収量”とするのではなく、”1990年以降に行われた森林管理によって増加した森林吸収量”と修正することを提案いたします。

中央環境審議会地球環境部会御中

委員 大塚 直

「中間報告」とりまとめにあたり、前回の会議で申し上げた意見を補足いたします。

- 1 (13 ページ)グリー電力証書に関し、参加企業が同証書購入のために支出した金員について現在損金化する仕組みがとられていない。これは、グリーン電力証書の仕組みを普及する上で重大な桎梏となっている。幾人かの意見として出されていた点であり、損金化について検討すべきである。
- 2 自動車でのアクセスを前提とした郊外型の大規模ショッピングセンターが全国で多数立地されている。住宅や店舗の立地(公共交通機関を軸とした立地をしているか否か)は、都市内での自動車分担率に大きな影響を与える。大規模施設への来客による二酸化炭素排出量は数万トンにも上ることもあるため、算定報告公表制度の対象とすべきである。
- 3 (15 ページ)国内排出量取引に関する意見として追加をお願いします。

産業界では、自主行動計画で自主的にキャップをつくることになるが、現在では、削減をする事業者とそうでない事業者が公平に扱われていない状況にある。また、削減に要する限界費用が均等化されていないため、社会的費用を低くする形での削減がなされていないことになる。当面、自主行動計画を基礎として配分を決め、自主的な取引を認めることが検討に値すると考えられる。